



福島労働局発表

令和 2年 11月 2日

担 当	福島労働局 労働基準部
	健康安全課長 針生 達矢
	主任地方産業安全専門官 川又 健一
	健康安全課長補佐 空閑 秀雄
	電話024-536-4603(直通)

死亡労働災害防止対策を強化 これ以上死亡労働災害を発生させないために！

— 令和2年に労働災害で22人が死亡、半数が建設業 —

福島労働局（局長 岩瀬信也）では、令和2年に入り、福島県内における死亡労働災害が多発したことから、4月20日から8月31日にかけて緊急死亡労働災害防止対策を実施しましたが、依然として死亡労働災害が発生しており、死亡者数が前年を上回る状況となっています。

福島労働局では、このような状況に歯止めをかけ、これ以上死亡労働災害を発生させないため、県内労使団体を通じて死亡労働災害防止に向けた気運の醸成を図るとともに、特に多発化している建設業に対し重点的な指導を行うなど、死亡労働災害防止対策の一層の強化を図ることとしました。

1 労働災害の発生状況（令和2年1月～10月の死亡者は対前年比5人増加の22人）

令和2年の労働災害による死亡者は22人（速報値）となり、前年（17人）と比較して5人の増加となりました（参考グラフ参照）。

死亡者を業種別で見ると、建設業が11人で最も多く、全産業の半数を占めています。

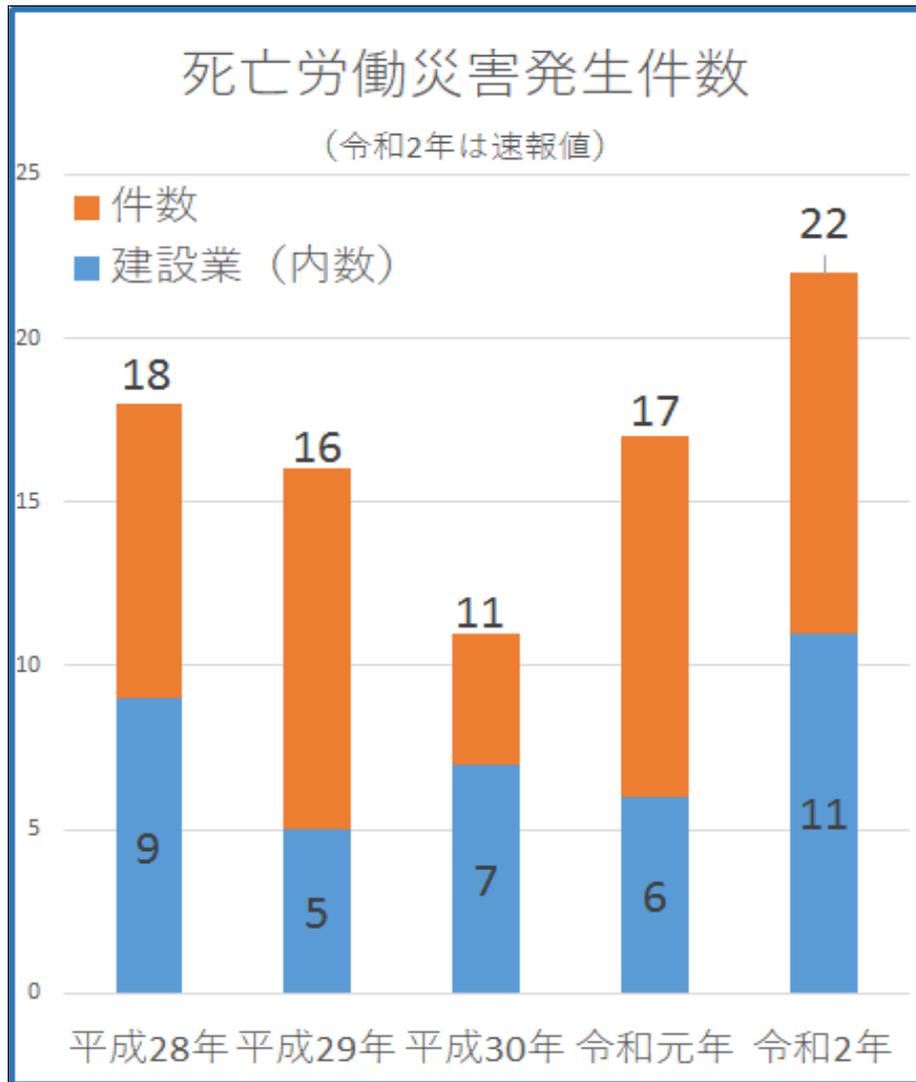
次いで製造業・小売業・陸上貨物運送業・農業（各2人）、畜産業・林業・清掃業（各1人）となっています。発生した死亡災害の状況を見ると、次のような特徴が認められます。

- 高所からの墜落災害が多数発生している（5人）。
- 機械へのはさまれ・巻き込まれによる災害が多数発生している（3人）。
- 60歳以上の高齢者が多数被災している（9人）。

2 福島労働局及び労働基準監督署において実施する事項

死亡労働災害防止対策の強化のため、次の事項を実施します。

- 労使団体及び発注機関に対し、別紙「死亡労働災害を発生させないために」の広報誌掲載による周知等、啓発活動強化の要請
- 死亡労働災害が発生するおそれの高い建設現場に対する重点的な監督指導等の実施
- 災害防止団体等に対する安全パトロール実施の要請、局・署幹部による安全パトロールの実施
- 事業主に対する年末年始における無災害運動への参加の呼びかけ



死亡労働災害を発生させないために

福島労働局

1 令和2年における死亡労働災害の発生状況

令和2年に福島労働局管内において発生した死亡労働災害22人（速報値）の状況を見ると、次のような特徴が認められる。

- 高所からの墜落災害が多数発生している（5人）。
- 機械へのはさまれ・巻き込まれによる災害が多数発生している（3人）。
- 60歳以上の高齢者が多数被災している（9人）。

2 死亡労働災害を発生させないために事業者が措置すべき事項

（1）すべての事業場における取組

- 経営トップが死亡労働災害防止に向けた決意を表明し、労働者への周知を行うこと。
- 事業場内の安全管理体制と活動状況を見直し、安全活動の活性化を図ること。
- 年末年始における無災害運動（中災防主唱・厚生労働省後援 別添実施要綱参照）に参加すること。
- 作業開始前に作業手順の確認及び危険予知（KY）活動を行わせること。
- 高年齢労働者の身体的機能の低下を考慮した配置を行うこと。
- 高所作業における墜落防止措置及び墜落制止用具の着用を徹底すること。
- 交通事故防止のための安全運転の励行及び交通ルールの遵守を徹底すること。
- 外国人労働者に対する安全に関する指示や注意喚起のための表示等を言語の理解状況に応じて適切に行うこと。

（2）主な業種ごとの取組

ア 建設業

- 工事現場の安全管理体制、安全点検体制の確立
- 統括安全衛生責任者による安全パトロールの実施
- 高さ2m以上の高所において作業を行う場合の墜落防止対策の徹底
- 土砂崩壊災害防止対策の徹底
- 建設機械・荷役機械等と作業者が混在する作業現場における機械との接触、激突による災害防止対策の徹底

イ 陸上貨物運送業

- 交通労働災害防止対策の徹底
- 荷役作業及び車両整備作業における労働災害防止対策の徹底
- 適正な労働時間等の管理及び運行管理の徹底

ウ 製造業

- 安全な機械の採用及び使用の徹底

- 機械や工場建屋の点検修理等のため高所作業を行う場合の墜落防止対策の徹底
- 雇入れ時等の安全教育の徹底
- 安全作業マニュアルの整備、定期的な見直し

エ 林業

- 伐木作業における立木や作業場所の状況に応じた安全作業の徹底
- 安全な手順に基づく「かかり木」処理の徹底
- 間伐作業での安全対策の徹底
- 経験の浅い労働者に対する安全衛生教育の徹底

令和2年の死亡災害概要

発生日	発生地	業種	年齢	概要
1 1月4日	郡山市	清掃業	75	施設警備の業務中に宿直室で倒れているところを発見され、その後死亡した。
2 1月29日	須賀川市	商業	58	新聞配達のため県道をバイクで走行中、国道との交差点で、国道を右側から走行してきた軽乗用車と衝突した。
3 2月29日	伊達市	商業	63	片付け作業をしていた上司に近付き作業指示を仰ごうとしたとき、後方に振り上げた上司の手が当たり後方に倒れ、頭部がアスファルト地面に激突した。
4 3月10日	金山町	建設業	69	斜面にこぼれた土砂をエアースローにより清掃作業中、上方の岩盤が崩落（長さ約4.5m、幅3.5m）して、岩石（1m×1m×0.6m）の下敷きとなった。
5 3月13日	須賀川市	建設業	63	工場のスレート屋根の上で、屋根の棟部分の補修作業中、スレート屋根を踏み抜き、約9m下のコンクリート床に墜落した。
6 3月14日	下郷町	建設業	71	建設工事現場での作業終了後、同僚の運転する会社のトラックで国道を走行中、トラックが橋の欄干に衝突した後、沢に転落し、助手席に乗っていた被災者が死亡した。
7 3月23日	田村市	畜産業	61	堆肥小屋のポリカーボネート屋根の補修作業中、屋根を踏み抜き墜落し、堆肥の攪拌機に巻き込まれた。

令和2年の死亡災害概要

発生日	発生地	業種	年齢	概要
8 3月24日	福島市	製造業	45	工場内で、溶解炉の油圧ポンプの点検補修作業中、溶解炉が傾き、上半身が挟まれた。
9 3月31日	福島市	農業	72	果樹畑において農薬散布機を使用して作業中、散布機と立木にはさまれた。
10 4月11日	福島市	農業	69	庭木の剪定作業中、脚立から墜落した。
11 4月11日	会津若松市	陸上貨物運送業	50	タイヤとホイールの組み換え作業中にタイヤが破裂し、吹き飛んだ部品が激突した。
12 4月13日	会津若松市	林業	65	立木の伐倒作業中、伐倒しようとした立木の一部が裂けて倒れ、激突した。
13 4月15日	いわき市	建設業	31	工場内の作業足場上で機械の調整中、足場近くの機械上に転落し、巻き込まれた。
14 4月29日	いわき市	製造業	58	工場の屋根上で作業中、スレートを踏み抜き墜落した。
15 5月20日	郡山市	陸上貨物運送業	38	運送先で荷卸し作業中、後退してきたフォークリフトとトラックの車体との間に挟まれた。

令和2年の死亡災害概要

発生日	発生地	業種	年齢	概要
16 6月8日	福島市	建設業	28	ドラグショベルの運転者が土のう袋をバケツで押さえたところ、土のう袋を日よけとして被っていた被災者に激突した。
17 7月2日	田村市	建設業	62	誘導していたドラグショベルから離れた際、ダンプトラックにはねられた。
18 7月30日	郡山市	建設業	50	店舗内で作業中、発生したガス爆発に巻き込まれた。
19 8月5日	福島市	建設業	44	休憩のため隣接する公園の水飲み場に歩いて移動中に倒れ、重度の熱中症により死亡した。
20 8月5日	棚倉町	建設業	49	解体工事現場において廃材仕分けする作業中、熱中症により死亡した。
21 9月14日	いわき市	建設業	70	足場の変更作業中、約6m下の地上に墜落した。
22 9月18日	南相馬市	建設業	19	設備の清掃作業を行っていた際に、建屋上部に付着していた石膏スケールが高さ8m以上の箇所から被災者の頭部に落下し、令和2年10月13日に死亡した。

令和2年度 年末年始無災害運動実施要領

1 趣 旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取組促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年度で50回目を迎える。

わが国の労働災害は長期的には減少してきており、平成31年/令和元年は死亡者数が過去最少の845人となり、死傷者数も4年ぶりに減少に転じた。しかし、就業者の約7割を占め、高年齢労働者や非正規雇用労働者の多い第三次産業をはじめ一部の業種では、労働災害の増加に歯止めがかかっていない。

また、令和2年はあらゆる産業が新型コロナウイルス感染症の影響を受けた。上半期の労働災害の状況を見ると、製造業、飲食店、宿泊・レジャー施設など休業や営業自粛を余儀なくされた業種で減少した一方で、食品スーパーやドラッグストアなどの小売業、感染対応の最前線である医療や社会福祉施設などの保健衛生業、日用品等の物流需要が急増した陸上貨物運送事業などでは前年同期を上回る災害件数となった。今後は、感染症対策を徹底しながら事業活動を軌道に乗せることが求められる。これまでとは異なる「新しい生活様式」の下で、労働者が生産性を高めつつ、安全かつ健康に働くことのできる職場環境・体制を早急に整備することが重要となる。

コロナ禍が広がり始めた3月以降、労働の分野では、70歳までの就業機会の確保を企業の努力義務とする高年齢者雇用安定法の改正、加齢に伴う身体機能の低下などによる災害を防止する観点での職場づくりを促す「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」の策定など、高年齢労働者の急増に対応した動きが加速するとともに、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」の改正など健康づくりの取り組みの充実が図られた。また、製造業における「職長」の能力向上教育カリキュラムの策定、労働施策総合推進法の改正に基づくパワーハラスメント防止対策の義務化、石綿障害予防規則の改正による解体工事等における石綿によるばく露防止対策の強化なども図られた。さらに、化学物質をめぐっても、「溶接ヒューム」が特定化学物質の管理第2類物質に追加されるなど、産業界に広く波及する規則改正も行われることとなった。いずれも、労働災害を防止する上で重要な施策であり、これからの職場の安全と健康の確保に直結する問題である。日頃の安全衛生活動や安全衛生教育の中でしっかりと周知・徹底することが望まれる。

感染症対策を講じながら迎える年末年始は、慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、積雪や凍結による転倒等の危険が増す。各事業場においては、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非定常作業における安全確認の徹底、高所作業におけるフルハーネス型墜落制止用器具の整備を含めた保護具の点検の実施、感染予防を含めた労働者の健康状態の確認などに全員で取り組むことが一層重要となる。

経営者、労働者が一丸となって安全衛生活動を推進し、災害のない職場環境を整えるためにも、一つひとつの作業を丁寧に確認し、次の作業に備えること、そして体調管理を万全にし、無理をしないことが大切である。皆で力を合わせて無事に一年を締めくくり、明るい新年を迎えられるよう、安全・健康への思いを新たにしたい。

このような状況を踏まえ、本年度の年末年始無災害運動は、

「きっちり確認 ゆっくり休息 しっかり準備 年末年始無災害」

を標語として展開することとする。

2 実施期間

令和2年12月1日から令和3年1月15日までとする。

3 運動標語

「きっちり確認 ゆっくり休息 しっかり準備 年末年始無災害」

4 主唱者

中央労働災害防止協会

5 後援

厚生労働省

6 実施者

各事業場

7 主唱者の実施事項

- (1) 機関誌、ホームページ等を通じたの広報
- (2) 報道機関等を通じたの周知
- (3) リーフレット等の制作および配布
- (4) 小冊子、ポスター、のぼり、デジタルコンテンツ等の頒布

8 事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- (2) リスクアセスメントおよび労働安全衛生マネジメントシステムの導入・定着
- (3) KY（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- (4) 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- (5) 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- (6) 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- (7) 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- (8) 交通労働災害防止対策の推進
- (9) 安全衛生パトロールの実施
- (10) 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- (11) 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底
- (12) 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- (13) 過重労働をしない・させない職場環境づくり
- (14) 高年齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣（睡眠、食生活、運動等）に関する健康指導などの実施
- (15) 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症対策の徹底
- (16) 職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進
- (17) 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
- (18) 安全衛生旗の掲揚および年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- (19) その他安全衛生意識高揚のための活動の実施